

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 改定の内容

(1) 期末手当について

期末手当を次のとおり改定すること。

ア 令和3年度の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

12月に支給される期末手当の支給割合を1.125月分（再任用職員にあっては、0.625月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される期末手当の支給割合を0.925月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

イ 令和4年度以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.675月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

(2) 55歳を超える職員の昇給について

職員の給与に関する条例及び任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年千葉県条例第58号）附則第3項の規定による55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの。）を超える職員の昇給の号給数を1号給とする措置については、廃止すること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和3年12月1日から実施すること。ただし、1の(1)のイについては令和4年4月1日から、1の(2)については令和5年4月1日から実施すること。